

No. 32

制 度 名	多子世帯保育料軽減事業費補助	主管課名	少子化対策課 企画・結婚支援 G												
		問合せ先	029-301-3261												
目的・趣旨	働きながら子育てをしていくうえで、保育料の負担が大きい世帯に対する経済的負担の軽減を図り、子どもを産み育てやすい環境づくりを進める。														
〔対象団体〕 市町村 〔対象事業〕 ・ 対 象 者 (1) 第 3 子以降で 3 歳未満児（所得制限無し） (2) 第 2 子で 3 歳未満児（国が定める利用者負担上限額基準の第 4～5 階層世帯（世帯年収約 360～640 万円）） ・ 助成内容 公立・私立認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の保育料を軽減する市町村に対しての助成 ※市町村が対象者（1）の保育料を無償化、（2）の保育料を全額負担から半額へ軽減する場合 ・ そ の 他 国の制度において、平成 28 年度から世帯年収約 360 万円未満について第 2 子は半額、第 3 子以降は無償化を実施 また、世帯年収約 360 万円以上は同時入所の場合に限り適用 〔対象経費〕 保育料の助成に係る経費 〔経費負担割合〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>国</th><th>県</th><th>市町村</th><th>その他</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費補助</td><td>—</td><td>1/2</td><td>1/2</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>						区 分	国	県	市町村	その他	事業費補助	—	1/2	1/2	—
区 分	国	県	市町村	その他											
事業費補助	—	1/2	1/2	—											
〔令和 7 年度当初予算額〕 572,218 千円		〔令和 7 年度補助対象団体〕 令和 7 年 9 月頃決定予定													
〔備考〕															